

会議名 第14回豊島区基本構想審議会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	第14回豊島区基本構想審議会	
事務局（担当課）	長期計画担当課	
開催日時	平成16年4月12日（月）18：30～19：45	
開催場所	豊島区議員協議会室	
出席者	委員	森田朗（東京大学教授）、金井利之（東京大学助教授）、渋谷秀樹（立教大学教授）、岸井隆幸（日本大学教授）、恒吉僚子（東京大学助教授）、宮崎牧子（大正大学助教授）、四阿知子（一般公募）、伊藤榮洪（教師）、今村勝行（収入役）、二ノ宮富枝（教育長）、粕谷一稀（評論家）、小林ひろみ（区議会議員）、小林俊史（区議会議員）、本橋弘隆（区議会議員）以上出席者14名（敬称略）欠席者5名
	幹事	政策経営部企画課長、同財政課長、同広報課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工担当部長、清掃環境部長、池袋保険所長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、政策経営部情報管理課長、区有財産活用担当課長
公開の可否	公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	案件 1．開会 2．議事 （1）新基本計画の政策・施策の体系について （2）全ての体系に共通する指針「1 区民等の参画の推進」 （3）その他	

1．開会

事務局： ただいまより第14回豊島区基本構想審議会を開会します。本日は、高橋委員、水島委員より欠席、本橋委員、木下委員より遅刻の連絡をいただいている。それでは森田会長よろしくお願いいたします。

2．議事

（1）新基本計画の政策・施策の体系について

(2) 全ての体系に共通する指針「 1 区民等の参画の推進」

(3) その他

森田会長： 本日はご多忙のところ出席いただきありがとうございます。本日の議事内容は3つある。1番目は「第13回審議会案に対する修正について」、2番目が「全ての体系に共通する指針」の「1. 区民等の参画の推進」、分野別体系「3. 多様なコミュニティがあるまち」について、そして3番目は「その他」の事項について審議をいただく。本日は、まず前回の第13回審議会でも出された「分野別体系」のうち、審議会で合意された修正箇所の確認をまずさせていただきます。なお、前回の審議会において議論された「みどりの拠点拡大」の部分については、賛成・反対の様々な意見も含んだうえで、最終的に会長・部会長の間の協議に一任をしていただいたところであり、会長・部会長が協議した結果として、出された意見を十分に理解した上で、おおむね前回の案のままで様々な意見を読み込むことができると考え、その幅の中で今後具体的な事業を検討いただく段階で改めて審議いただくということで、前回委員の皆さんから出された趣旨を踏まえて審議を進めていければと考えている。その次に、「地域づくりの方向」の「3. 多様なコミュニティがあるまち」と「全ての体系に共通する指針」の「1. 区民等の参画の推進」について審議をお願いしたい。これらについては、前回も多少議論を行なったが、審議はまだ十分でないので、後ほど提出された意見を復習の意味も含めて事務局より説明をいただき、その後で審議に入る。それでは、まず最初に前回の審議会案に対する再修正案について、事務局から説明いただき、審議いただきたい。

(1) 第13回審議会案に対する修正について

事務局： <資料14-1に沿って説明>

森田会長： ただいま説明のあった再修正案について確認をお願いしたい。これらは前回、審議をかなり重ねたところであり、議事録を踏まえて修正案を作成している。修正案については当案でよろしいか。それでは、資料14-1のとおり決定をさせていただきます。(決議)

それでは続いて、分野別体系の「3. 多様なコミュニティがあるまち」と全ての体系に共通する指針の「1. 区民等の参画の推進」について審議をお願いしたい。これらについても前回の審議会において、各委員から意見をいただいております。それらを事務局に整理していただいております。その報告をまずお願いします。

事務局： <資料13-2、13-3、参考資料に沿って説明>

(補足) 前回審議会における各委員からの意見等

まず前回、J委員から、ボランティアという言葉について、近年NPO法等が制定され、官民の中間的な組織が増えていることを踏まえると、ボランティアに特定するよりも、各種社会参画団体のほうがふさわしいのではないかという意見をいただいている。また、O委員からは、「3.(1)協働と共創による地域社会の実現」という柱が共通の指針「2.新たな区政運営システムの確立」に反映をされるのかという質問をいただいている。また、Q委員からは、地域の「コミュニティ」について、全ての体系に共通する指針、分野別体系の両方に表現されているので、これらの整理についての指摘をいただいている。また、H委員からは、具体的な意見をいただいている。資料13-3の2ページに「区民参画の仕組みづくり」の文脈があるが、「地域の課題を発見し」という表現と「多様な意見やアイデアが生かされる」という表現が並列的な用法になっているのはおかしいとの指摘をうけている。また、L委員からは、情報の共有化についてはプライバシー等の問題が共存するので、プライバシーを尊重するという人権の部分と情報を共有化するという部分が違う項目にあることに違和感があるとの指摘をいただいている。最後に、I委員からは、「地域コミュニティ」という言葉を多用し過ぎると、副都心池袋を抱える豊島区の実態と乖離する部分が大きくなってしまわないかとの意見をいただいている。

(補足)「コミュニティ」という言葉の使い方について

分野別体系「3.多様なコミュニティがあるまち」と全ての体系に共通する指針「1.区民等の参画の推進」における「コミュニティ」という語句の違いであるが、分野別体系「3.多様なコミュニティがあるまち」においては、趣味やサークル活動、日常生活での近隣とのかかわり等を含めた、地域での「コミュニティ」を想定している。一方、全ての体系に共通する指針の「1.区民等の参画の推進」については、地域づくりやまちづくりの協働の主体としての地域コミュニティ組織や、そうした活動への区民の参加という考え方でとりまとめている。

森田会長： この部分については、前回は表現の問題と内容の問題が混同した形で議論されたので、それぞれの体系の位置づけの趣旨について説明をいただいた。分野別体系は、それぞれの具体的な施策をどうするかという施策にかかわることであり、全体に共通する指針の部分は、区としての物事の決め方、住民自治、民主主義の手続きにかかわるような部分である。後者は決め方の原則であるので、個々の具体的な施策とは違う位相、次元にあるものである。このことも踏まえたうえで、発言をいただきたい。

Q委員： 共通する指針の「1.区民等の参画の推進」における大きな柱が「地域区民

ひろば構想」になっており、「地域コミュニティの整備」においてこの構想を中心として、区民参加等を推進していくという姿勢に読み取れる。しかし、「地域区民ひろば構想」という考え方については、私は異論をもっている。この考え方を具体的にいえば、児童館やことぶきの家や社会教育会館などを廃止して、それらの機能を持つ施設をつくり、そして地域住民が中心となって自主的に運営するという考え方である。現在、区は「地域区民ひろば構想」についての区民説明会を23小学校区で実施しているが、説明会において具体的な個々の区民ひろばについて議論すると、「児童館はなくさないでほしい」、「長崎保健所はなくさないでほしい」といった意見もでてきている。もし、我々がこの場で「地域区民ひろば構想」を肯定した場合には、これらの住民の意見はどのように反映されていくのか疑問である。「地域区民ひろば構想」という言葉のイメージはいいが、私は反対であるので、各委員の意見を伺いたい。それから、2点目は前回、L委員が指摘した点でもあるが、「情報共有化の推進」において「区民の立場からの情報の提供を推進し、共有化を図っていく」ためには、区が区民に信頼をされていなければならない。現状のままでは、プライバシーの問題や、区民の意見を区は反映してくれないのではという疑念などで、区民からの意見が十分に発せられない危険性がある。「情報共有化の推進」をしっかりと進めるつもりであるのならば、この点をきちんと考えて実施すべきである。

- 森田会長： 2点の指摘があったが、特に1点目について事務局から意見はあるか。
- 事務局： 「地域区民ひろば構想」については、Q委員の指摘の通り、1月に地域での説明会を4回行ったが、その際に参加した区民から、23の小学校区ごとに説明会を開催してほしいとの意見をいただき、現在説明会を実施している段階である。「地域区民ひろば構想」の考え方については、数回前の当審議会でも説明しているが、基本的な考え方としては、新たなコミュニティの単位として小学校区を単位とした地域のコミュニティを形成していこうという考え方である。また、その小学校区内に存在している児童館、区民集会室、ことぶきの家、社会教育会館、小学校の地域開放施設などは、これまではそれぞれの固有の看板をかけていたが、この看板を取り外し、「地域区民ひろば構想」という看板に統一して、それぞれの施設のスペースの使い方については、地域住民自身で運営協議会と設置し、そのもとに企画・運営等を行っていただくという構想である。確かに区民説明会を開催している最中であるが、基本的に区としては住民自治を進める上では、今回の「地域区民ひろば構想」が今後の地域づくりの基本になるという考えをもっており、本日提示している全ての体系に共通する指針の中に「地域コミュニティの整備」の項目として盛り込んでいる次第である。

森田会長： 他の委員から意見はあるか。当構想を盛り込むことに反対であるとQ委員から意見があったが、具体的にどのような形で直すのか提案していただきたい。

Q委員： 先ほど指摘した2点は相互に関連しているのである。区民説明会を実施し、そこで聴取した様々な意見が区政に本当に取り入れられるのかどうかという部分が区民の信頼を得ていく上でとても大事なのである。当然私は、「地域区民ひろば構想」に反対であるが、もし住民の意見をきちんと取り入れていくとすれば、現在区が考えている「地域区民ひろば構想」とは違う形になる可能性は十分あるのではないか。もちろん基本構想審議会でも独自の意見を出すことを否定するわけではないが、この間ワークショップの意見を聞いたり、様々な区民説明会などを実施しているのであれば、それもきちんと反映していくことが必要なのではないか。

森田会長： 他の委員はいかがか。

O委員： 「地域区民ひろば構想」の考え方は、コミュニティをより活性化していくための多様なものを形成する場を創出するという部分では意味があると考えている。ただし、先ほどQ委員が指摘したように、地域ごとのレベルに落として考えた場合には、「この施設はどうなるんだ」という不安があり、例えばスペースの問題、間取りの関係、位置の問題などについて区民が不安を持っている部分は確かにあるかもしれない。しかし、23小学校区を1つ1つ丁寧に見ていけば、この「多様なコミュニティを形成する場」というものは、構想としては必要ではないかと私は考えている。そういう視点でこの案を見ると、「地域区民ひろば構想」はむしろ分野別体系で触れるべきなのではないかと考えている。先ほどの事務局の説明では、分野別体系の「コミュニティ」は、趣味やサークルなど、地域でのコミュニティという意味で、全ての体系に共通する指針の「1. 区民等の参画の推進」では、区政にとりこむ区民活動、協働の推進という意味で使い分けているということであった。それであれば、この「地域区民ひろば構想」の理念は、分野別体系で盛り込むような、むしろより小さい地域区での多様なコミュニティというものを求めているのではないか。そうであれば、この構想に盛り込む場所は果たしてこちらでよいのかという疑問はある。この点について説明をいただきたい。

事務局： 「地域区民ひろば構想」については、今後区との協働、パートナーシップを形成していく相手方としての住民組織としてイメージしており、さまざまな区の施策事業、あるいは地域づくりを進めていく、いわゆる体制やシステムという部分であるので、全ての体系に共通する指針に盛り込んでいる次第である。一方、分野別体系「3. 多様なコミュニティがあるまち」については、地域での人と人のかかわり、ボランティア活動への参加など、個人レベルのものも含めて規定をしている。その辺りで一応住み分けをして記載をしてい

る。

○委員： それではパートナーシップとは何なのか。パートナーシップは、案には、さまざまな団体と区との協働を促す仕組み等であると記載されている。一方、先ほどの説明では、「地域区民ひろば構想」もそういう場の形成をする仕組みということであった。この両者が混同しているような気がしてならない。「地域区民ひろば構想」は縦割りの枠を外して、いろいろな世代の人たちがいろいろな目的を持って集まり、出会いの場ができるという意味なのではないか。その中から、もちろんパートナーシップを形成するような団体が生まれてくるかもしれないが、区政と関連するような協働の場としてはパートナーシップセンターがある。こういった整理なのではないか。

事務局： パートナーシップセンターの設置・運営については、分野別の体系「3. 多様なコミュニティがあるまち」で政策・施策の方向の下に実際の事業として盛り込まれるイメージをしている。確かに両者は大きく目的を異にするものではないので、整理が明快ではないが、「1. 区民等の参画の推進」は、協働の相手方である住民組織づくり、協働のための仕組みづくりを主に規定をしていくということが事務局提案の考えである。

森田会長： 他の委員から意見はあるか。

A委員： ○委員、Q委員、区側の3者の意見を伺い、絡まり合いが非常に難しいと感じている。これらはそもそも違う部分に位置づけられているものを同時に議論しているわけである。もともと分けて論じることが難しい性格であり、一方で、分けて論ずることもできるような性格を持っている論点であるので、実際どこに整理するのかは、コウモリの分類論のように、どちらに整理しても難しいという話になる。Q委員の意見にあったような「地域区民ひろば構想」の内容にわたる議論は別途行なわなければならないが、どちらに分類すべきなのかという議論に関して、どこかに記載されていればよいということであれば、両方に掲げるということでも十分処理できるのではないか。つまり、「地域区民ひろば構想」は、一方では自治のつくり方、意思決定の問題として新たにどのような区とのパートナーシップを構築していくのか、あるいは協働を構築していくのかという仕組みやシステムの話であるが、同時にその過程で何が創出されるかということ、やはり多様なコミュニティができていくわけであるので、実際の施策にもかかわってくるのではないか。「地域コミュニティの形成」は、両方にまたがっている内容であるので、両方に同じことを記載して問題がないのであれば両方に記載してもいいのではないか。

森田会長： 仮に多様なコミュニティの施策の方に盛り込む場合には、どの辺に盛り込めばよいかの提案をいただきたい。

- A委員： 「3.多様なコミュニティがあるまち」において、「(1)心ふれあうコミュニティの形成」の次に、「(2)地域コミュニティの形成」を盛り込み、「平和と人権の尊重」は(2)から(3)にスライドさせればいいのではないかと。どちらにおいても政策レベルで、同じように掲載すればいいのではないかと。
- 森田会長： 今回の提案に対して他の委員はいかがか。個人的には、同じ報告書で同じことを2カ所を書くというのは体裁の問題としてはふさわしくないと考えている。もう少し表現などを調整する必要があると考えている。確かにどちらに位置づけるべきかはっきりしない場合には、両方で触れておくというのも1つの考え方ではある。O委員、Q委員はいかがか。
- Q委員： 「1.区民等の参画の推進」において、地域区民ひろば構想等で「地域コミュニティの形成」が重要視されているが、政策の順番としては、まず(1)に「区民の参画の推進」があり、それから(2)に「地域との協働」があり、その協働の相手として(3)に「地域コミュニティの形成」がくるのではないかと。「地域コミュニティの形成」は確かに町会が崩壊状態であるなど区民の間でも関心が高まっている。また一方で、第27次地方制度調査会の答申でも、地域自治組織を基礎自治体の判断で設置できるようにすべきであるとしている。私はこの案には、条例改正をして地域協議会を設置し、そこに全区民を組織し、それが区と協働するということが一定方向として含まれていると感じている。しかし、それは必ずしも豊島区にいいのかどうかはわからない。まずは「区民等の参画の推進」ということで一般的な推進を掲げていただきたいと考えている。
- 森田会長： さらに根元的な問題提起の意見であるが、他の委員はいかがか。それでは一度、論点を整理させていただく。まず、全ての体系に共通する指針「1.区民等の参画の推進」の構成がこの形でよいのかとQ委員が提起している。これは組み立てにかかわる大きな論点である。もう1つは、O委員、Q委員が指摘している「地域区民ひろば構想」、あるいは「パートナーシップセンター」という、どちらかという具体的な施策にかかわるようなものを「全ての体系に共通する指針」に位置づけることの是非の問題である。最後の論点は、「地域区民ひろば構想」そのものが一定の価値観に立つ施策である以上、これを記載することに関する是非の問題である。構成そのものの再修正はなかなか難しいが、まず「(3)区民等の参画の推進」の位置を替え、構成を変更することについて諮りたい。また、そもそも具体的な施策をこの共通の指針の部分にこれほど明確に書く必要があるのかどうかという論点についても同様に諮りたい。修正の案としては、分野別体系「3.多様なコミュニティのあるまち」に記載する、もしくは、両方に記載するという提案があった。これらについて他の委員から具体的な他の修正案はあるか。特に具体的

な提案がないようならば、それぞれについて、諮らせていただきたい。まず、全ての体系に共通する指針「1. 区民等の参画の推進」の構成について異論を受付けたい。

○委員： 先ほどの事務局からの説明では、「3. 多様なコミュニティがあるまち」の施策の方向としてパートナーシップを挙げていたが、どちらかといえば「地域区民ひろば構想」の方が、施策の方向として挙げるのに望ましいのではないか。例えば、私なりにこの施策のモデルを1つ想定してみると、幼稚園に子どもがいる母親たちが地域区民ひろばに集り、育児などについて相談を始めたとする。そこで、子どもに本の読み聞かせを行なおうという話になり、それは現在の児童館機能の中だけではなく、会議室でもいいのではないかと話になり、地域区民ひろばの中の会議室、または社会教育会館なども含めた施設で実施したとする。このような人達が、他の地域でも活動を始め、ネットワークが構築され、そのネットワークが構築されていく過程で、やはり読み聞かせは子どもにとって大切なことであるとの認識が広まり、区の政策として区全体で毎月1回実施することになったとする。そこで、NPO 読み聞かせグループが設立され、これがパートナーシップセンターと相談をしながら、区と連携する1つの教育施策が実現した。このように地域での小さな単位のコミュニティから、区の施策に少しずつ反映していけるようなグループに育つというモデルケースもあるのではないか。この場合、「3.(1)心ふれあうコミュニティの形成」にある「コミュニティ活動の活性化」や「ボランティア活動のネットワーク化」が、「地域区民ひろば構想」の中から生まれてくるということになるのではないか。「地域区民ひろば構想」はそういったモデルを目指していると私は考えている。このような過程を経て、「全ての体系に共通する指針」に記載されているようなパートナーシップの自主的な活動が広がっていくというような1つのモデルイメージができるのではないか。こういうイメージを区民は期待し、地域区民ひろば構想を推進したいと考えているのではないか。こういった観点から私は、「3. 多様なコミュニティがあるまち」の施策に「地域区民ひろば構想」を位置づけたほうがいいのではないかと考えている。

Q委員： 「地域区民ひろば構想」には指摘された面もあるが、一番大きな目的は別にある。例えば現在は、ことぶきの家や児童館には館長がそれぞれ1人ずついて、それぞれに職員がいる。これを地域区民ひろばという1つの施設にすれば、館長も1人でよく、正規の職員ではなくて、日当の雇用者で運営を行い、そして地域の町会の人や役員が運営協議会で運営について話し合い、自主運営を行うといった形を目指すところにある。○委員が発言されたようなモデルは、既に現在の児童館や図書館でも発生しているものである。これらは地

地域区民ひろばにならなくとも実施することはできるのである。確かに組織化という面ではパートナーシップセンター等があり、様々なアドバイスをもらい、情報を交流するという必要はあるかもしれないが、地域区民ひろば構想には今申し上げたような内容が想定されるので私は心配しているのである。現在の児童館には、職員がいて、午前中は幼児の対応をおこない、午後は専ら学童の子の対応をおこなっている。確かに学童の子が来ると、幼児を連れて来た母親たちの居場所がなくなるという問題はあるが、これは施設が狭いことに起因しているものであり、これを増やすことで十分対応できるのではないか。現在の構想では、区民集会室も縮小する方向であるので、市民が自主的に活動する場所もなくなってしまふ。目白図書館もなくなってしまふ。これらも区民ひろば構想の1つの施策であるすると、O委員がイメージしているものと正反対の施策になるのではないか。「(1)地域コミュニティの形成」から区民ひろば構想の部分を削除しても通じないことはないので、「地域コミュニティの整備」の項目を「新たな地域コミュニティの形成を支援します」という文言だけにしてもよいのではないか。「(1)地域コミュニティの形成」から「地域区民ひろば構想」を削除していただきたい。場合によっては、分野別体系において施策レベルで記載すればよいのではないか。

森田会長： 「(1)地域コミュニティの形成」において、「地域区民ひろば構想」について削除していいのではないかという提案であるがこれについていかがか。特に「地域コミュニティの整備」については、全面的に削除ということになるのか。

Q委員： 全面的に削除とまでは言わないが、「地域コミュニティ」とは何かということをもう少し検討しなければいけないのではないか。全面削除を求めるかどうかまでは検討させていただきたい。

森田会長： それでは「3.多様なコミュニティのあるまち」の施策に記載すべきとの提案なのか。それとも別途、具体的な施策として取り扱うのか。

Q委員： 「3.多様なコミュニティのあるまち」にはどのように地域コミュニティを形成していくかについては盛り込むべき項目であると考えている。先日、自治基本条例シンポジウムが開催されたが、その中でも様々なコミュニティが学習会や検討会から提案されていた。

森田会長： 他の委員はいかがか。現在でている提案は、政策体系の組替えなど、内容の変更を伴う話であるので、この場で具体的な提案があれば、それを審議いただきたい。もし、具体的な提案が出ないようであれば、再度会長・部会長の預かりにさせていただき、これまでの意見を踏まえた上で、修正案を考えさせていただくこととする。

I委員： Q委員、O委員の発言は、隠語のやり取りのようで情報の少ない委員にとっ

ては具体的なイメージがわからない。現在、豊島区だけではなく、あらゆる官庁及び自治体において「小さな政府」をつくろうという動きが活発である。無駄を省くという一種の効率化への要請から生まれた「小さな政府」論と「地域区民ひろば構想」は同じような発想である。これがリストラという非常に安易な首切りという形で処理されるのは問題であり、効率化し、小さな組織にしようという動きと、一方で安易にリストラ、首切りに結びつかないような1つの組織の活性化を両立しなければならない。豊島区は赤字財政であり、効率化を進めていかなければならない。しかし同時に、元気のあるまちをつくるためには、コミュニティの活性化は必要なのである。Q委員、O委員のどちらの意見がよいかは私にはわからないが、今申し上げた2つの視点を両立させるような工夫が最も求められているのである。個人的には、会長、部会長に一任でよいのではないかと考えている。

森田会長： 地方自治を研究している私の立場から申し上げますと、確かに財政が非常に厳しくなり、行政がすべて担っていくというのは難しくなっている。そして、確かにスリム化、効率化をすべきという話になっているが、それだけでは、本当に寂しい話になってしまうので、現在の社会で眠っていて生かせる資源は何かということに着目をして、地域のボランティアな力が注目を浴びているのではないか。これまでは、行政に全部任せておくという発想であったが、もう一度見直して地域の力をいかにして地域社会を支えるために使っていくかという発想の転換が生まれているのである。地域コミュニティの形成や、活性化の話、協働の話は、そういった文脈で発生してきているのではないか。今の流れについて根本的に異論がある委員は、それほどいないと思われる。そうすると、「地域区民ひろば構想」は、具体的な個々の地域区民ひろばについては、様々な問題があるかもしれないが、地域の持っている潜在的な力を活性化していくための1つの施策としては、異論がないのではないかと私は理解している。根本的な議論の対立ではなく、むしろ言葉の表現が様々な問題を生んでいるのならば、表現の問題としてある程度合意できるような表現方法に変えていくという作業になるのではないかと考えている。

I委員： 森田会長の指摘どおり、「すべてを行政に依存するのではない」という部分が重要なポイントである。年金の問題も、厚生労働省が年金を使って、様々な事業をやったため、そのツケが現在に回ってきているわけである。これは、小さな区の単位でも当てはまることなのではないか。福祉の基本は相互扶助であるにもかかわらず、福祉というと、福祉予算が膨らむことが福祉の向上であると単純に思う傾向がある。そうではなく、やはり相互扶助のネットワークが活性化していけば、福祉が充実するという点をもう一度我々は考え直す必要があるのではないか。国及び企業がリストラを断行していく中で、地

方分権が盛んに叫ばれるのは、今後相互扶助の組織をつくっていくのは地域社会にしかないという現れなのではないか。それだけ、地域社会に対する期待が高まっている時なのではないか。その部分をお互いにごまかさないで大いに議論すべきではないか。

森田会長： 具体的に何かご提案があれば伺うが、そうでなければおおまかな方向性や話の枠組みは見えてきた気がする。会長、部会長に一任いただけるか。

Q委員： 森田会長の意見に私もおおむね賛同であるが、豊島区の場合はかつてから町会の方々にいろいろ頼ってきた歴史がある。例えば、ごみや消防団などである。しかし近年は、町会に所属しない、活動できない人が多くなっており、町会としてもなんでも押しつけられるのは困るという声も出ている。町会は1つの自治会組織であり、歴史や、人のつながり、実績もあり、別にないがしろにするつもりはないが、町会だけではなく様々な団体を取り込んで支えていく姿勢でなければならぬのではないかと。しかし、区がその音頭をとったとしても、必ずしもそういった動きにはならないし、O委員が指摘したように、区が働きかけるのではなく、住民から提案が出されて、その関係の中で協力し合う関係をつくっていくことが大事なのではないか。基本構想のシンポジウムでもNPO団体の担当者が、行政が安上がりな委託先として事業をNPOにおおしてきてくるといった主旨に聞き取れる発言もしていた。そして、対等・平等のパートナーシップの関係を構築しながら、どちらが受け持つことがよいのかを議論しながら行っていくべきという話をしていただくと記憶している。どのようにこういった関係を構築していくかということをごに盛り込むべきなのではないか。

森田会長： それでは、この部分については、前回に引き続き議論をいただいたが、議論は尽きないようなので、もう一度こちらで考えさせていただく。ここで、一点重要なことを申し上げておくと、この議論の中で地域活動団体が何を指すかということが必ずしも明確になっていないことが挙げられる。「1. 区民等の参画の推進」においては、「(1) 地域コミュニティの形成」では、「町会などの地域活動団体」と記載しており、町会が地域活動団体の代表となっている。しかし、その下の「地域活動団体の連携」では、「町会やボランティア団体などの地域活動団体」となっている。さらに、その下の「(2) 地域との協働(パートナーシップ)」では、「町会や地域活動団体」となっている。これらは厳密に言わないことがよいのかもしれないが、少し明確にする必要があるのかもしれない。これについて事務局はよろしいか。

事務局： 結構である。

森田会長： これで、おおむね意見や方向については確認させていただいたと考えている。これらを反映する形で、「3. 多様なコミュニティのあるまち」の施策は修

正の必要があるかどうかについても会長、部会長に任せていただきたい。実は、まだこの基本構想・基本計画には具体的な案が明確になっていない部分がある。参考資料の「後日提案」となっている部分であるが、この部分については、年度末から年度初めの時期にかかってしまったこともあり、区内の人事異動などにより内部で案を練る余裕がなかったということである。これについては改めて後日提案されると思われるので、そこも含めて議論いただきたいと考えている。

I 委員： 私は、以前から土地の特性や個性を生かした計画が必要だということを繰り返し申し上げている。「3. 多様なコミュニティがあるまち」に「外国人との共生」があり、政策の項目にも「外国人にも参加しやすい、心ふれあうコミュニティの輪を形成します」と強調してある。しかし、この文章は「豊島区は、外国人登録者が人口の6.7%を占め」といった記載になっており、何か足りない気がする。それはなぜかということ、例えば石原知事が池袋は犯罪の多い街だと発言しているように、確かにそういう側面もある。しかし、詩人のアーサー・ピナードがアメリカから池袋に直通してきたように、池袋は、外国で非常に有名なようである。こういった池袋の特性を我々もあまり知らないのかもしれない。少なくとも私は知らなかった。外国人の間では、東京へ行ったらまず池袋へ行けという一種の合い言葉があるようであり、観光案内などにも記載されているようである。これは誇るべき1つの豊島区の特長なのではないか。これを活かして、豊島区が東京の中で最も外国人の住みやすい街であるとキャンペーンもできるのではないか。また、絵描きや漫画家も非常に多く住んでいる。彼らも決して金持ちではないが、志のある画学生や漫画志望・劇画志望の青年たちが豊島区には住みついてきている。これは一種の特長なので、そういう個性を大事にするということをもう少し長期計画に盛り込む工夫が必要なのではないかと私は考えている。

森田会長： 指摘は的を得ているので、少しこれについては事務局も含めて工夫をさせていただく。

H 委員： 「1. 区民等の参画の推進」の「(1) 地域コミュニティの整備」における「地域区民ひろば構想」について私たちは具体的なイメージを共有できていない。しかし、そうであっても、私はこの「地域区民ひろば構想」は、他の区にない構想であるので、長期計画に盛り込むべきであると考えている。様々な問題があるに違いないが、問題を克服しながら、他の区にないもの、豊島区が独自に計画したものを盛り込んでいていただきたい。削るのではなく、盛り込む方向で、会長、部会長には調整をしていていただきたいと考えている。

G 委員： 私もH委員に賛成である。「地域区民ひろば構想」がこの項目の最初に盛り

込まれていることにも共感をもっている。時代も変わってきており、老人は増え、子どもは減り、学校は統廃合が進んでいる状況では、施設自体の見直しが必要であると同時に、住民のニーズも随分変わってきているので、ここでしっかり見直して、施設を含めて新しく考えていくという区の考えは非常によいと考えているが、〇委員からの意見は、集会室がなくなる、すべてなくなるといったマイナスイメージばかりが感じられたので、区側の考え方を伺いたいと考えている。

事務局： 次回に、「地域区民ひろば構想」についてはわかりやすい資料を用意させていただき、改めて説明をさせていただきたいと考えている。なお、基本的な区の考え方としては、かなり多くの公共施設を抱えているので、利用率が低い施設については、できれば休廃止をしていく方向で考えていきたい。しかしながら、「地域区民ひろば構想」については、今後の地域を担う運営協議会を中心として自主的に検討をいただくという趣旨もあるので、その考え方と裏腹になるようなことを区は考えていない。従って、区が一方的にある施設を廃止するということを運営協議会に押しつけていくのではなく、あくまでも協議をさせていただくというスタンスで考えている。次回のときに、資料を用意して説明を申し上げる。

Q委員： 本日、議題にあげるのであれば、資料を用意すべきであったのではないかと。確かに以前にこの審議会でも説明はあったが、予算委員会などの議論を通して話を聞いている区議会議員以外の委員にはイメージがつかめていないのではないかと。前回の説明からかなりの時間が経過しており、また、その内容も区民説明会などを経て変わってきているので、事務局には資料を準備していただきたかった。資料がない中での論議になってしまったので、各委員からの意見が活発に出なかったのではないかと。

森田会長： それでは、私と部会長と事務局で整理させていただく。ここからは個人的な発言であるが、国の政府レベルで議論する場合の最も簡単な文章の調整の方法は、例えば「地域区民ひろば構想を基礎に」という文言を「区民ひろば構想の理念を基礎に」と書き換えることで合意をいただくというものがある。今回この手法を使うかどうかはわからないが、こういった形である程度それぞれの言い分を反映させる文章として整理することができる。それでは、一応ここで本日の審議を締めさせていただく。最後に事務局から連絡事項がある。

事務局： 次回の開催予定は5月12日の6時半を予定している。なお、次回の審議項目は、本日審議をいただいた全ての体系に共通する指針の「1. 区民等の参画の推進」と、「2. 新たな区政運営システムの確立」を資料として用意させていただきたいと考えている。また昨年、人口推計について一度提案を申

し上げているが、本年1月1日現在の人口推計に基づく資料に修正している
ので、こちらについても審議をいただきたいと考えている。事務連絡は以上
である。

森田会長： 審議に協力いただきありがとうございました。それでは、これもちまして
本日の審議会は終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会

会議の結果	・分野別体系（施策の方向まで）が確定 ・全ての体系に共通する指針については、継続審議 ・開催日程 第15回 5月12日（水）午後6時半に決定
提出された資料等	【配布資料】 14 - 1 第13回審議会案に対する修正について（再修正） 13 - 2 多様なコミュニティがあるまち（修正案）[前回資料] 13 - 3 区民等の参画の推進 [前回資料]
その他	